(要旨)

令和3年8月11日

- 1. 以下の9の国・地域を「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、 これらの国・地域に対して、追加的に、水際強化措置をとることとします。
- (1) アンドラ
- (2) イスラエル
- (3) カンボジア
- (4) フランス
- (5)米国(アラスカ州、サウスカロライナ州、テネシー州、ネブラスカ州)
- (6) マルタ
- (7) モザンビーク
- (8) レバノン
- (9) ロシア(アムール州、ヴォルゴグラード州、オリョール州、カバルダ・バルカル共和国、北 オセチア共和国)
- 2. アンドラ、イスラエル、カンボジア、フランス、米国(アラスカ州、サウスカロライナ州、テ ネシー州、ネブラスカ州)、マルタ、モザンビーク、レバノン及びロシア(アムール州、ヴォルゴ グラード州、オリョール州、カバルダ・バルカル共和国、北オセチア共和国)からのすべての入 国者及び帰国者については、令和3年8月14日午前0時からは検疫所長の指定する場所(検疫 所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていた だくことになります。
- 3. 以下の 11 の国・地域の「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」について は、今般、水際強化措置の変更を行うこととします。
- (1) インド
- (2) ザンビア
- (3) スリランカ
- (4) ネパール
- (5)モルディブ
- (6) 英国
- (7) パキスタン
- (8) マレーシア
- (9) ロシア (モスクワ市)
- (10) ウガンダ
- (11) ドミニカ共和国
- 4. インド、ザンビア、スリランカ、ネパール及びモルディブからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で10日間 待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただくこととしてお

りましたが、令和3年8月14日午前0時からは検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿 泊施設に限る)で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただく ことになります。また、インド、スリランカ、ネパール及びモルディブからの在留資格保持者の 再入国は、引き続き、特段の事情がない限り、拒否することとします。

5. 英国、パキスタン、マレーシア及びロシア(モスクワ市)からのすべての入国者及び帰国者に ついては、これまでは、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で6日間 待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、 令和3年8月14日午前0時からは検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る) で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくことになります。

また、パキスタンからの在留資格保持者の再入国は、特段の事情がない限り、拒否することとしておりましたが、令和3年8月13日午前0時からは、この措置を解除することといたします。

6. ウガンダ及びドミニカ共和国からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫 所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目 に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年8月14日午前0時からは、 入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3 日目の検査を求めないこととし、入国後14日間の自宅等での待機をしていただくことになりま す。

別添

令和3年8月11日

水際対策強化に係る新たな措置(15)及び(16)に基づく 指定国・地域について

生 厚 労 省 働 健 康 局 核感染 結 症 課 健 康 課 医 薬 · 生 活 衛 生 局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)(以下「措置(15)」という。) 及び「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)(以下「措置(16)」という。) に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以 下のとおりです。

1. 措置(15)の1(1)に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1 (1)に基づく措置の実施開始日時	
		(日本時間)	

※ インド、スリランカ、ネパール及びモルディブについては令和3年6月28日付けで上記1. の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を解除することとし、令和3年8月14 日午前0時以降の入国者及び帰国者については、下記3.の対象国・地域としての措置を実施 することとする。

2. 措置(16)に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	措置(16)に基づく措置の実施開始日
		時
		(日本時間)
インドネシア、キルギス	令和3年7月6日	令和3年7月9日午前0時

※ ザンビアについては令和3年7月6日付けで上記2.の対象国・地域に指定していたところ、 今般、この指定を解除することとし、令和3年8月14日午前0時以降の入国者及び帰国者につ いては、下記4.の対象国・地域としての措置を実施することとする。

3. 措置(15)の1(2)全文に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1 (2)の前段に	1 (2)の後段に
		基づく措置の実施	基づく措置の実施
		開始日時	開始日時
		(日本時間)	(日本時間)
バングラデシュ	令和3年6月28日	令和3年7月1日	令和3年7月1日
		午前0時	午前0時
アフガニスタン	令和3年8月2日	令和3年8月5日	令和3年8月4日
		午前0時	午前0時
<u>インド、スリランカ</u> 、 <u>ネパール</u> 、	令和3年8月11日	令和3年8月14日	令和3年8月13日
<u>モルディブ</u>		午前0時	午前0時

[※] パキスタンについては令和3年7月21日付けで上記3.の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を解除することとし、令和3年8月14日午前0時以降の入国者及び帰国者については、下記5.の対象国・地域としての措置を実施することとする。また、令和3年8月13日午前0時から、措置(15)の1(2)の後段に基づく措置を解除する。

4. 措置(15)の1(2)前段に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1 (2)の前段に基づく措置の
		実施開始日時(日本時間)
アラブ首長国連邦	令和3年7月6日	令和3年7月9日午前0時
ミャンマー	令和3年7月21日	令和3年7月24日午前0時
<u>ザンビア</u>	令和3年8月11日	令和3年8月14日午前0時

※ 英国及びマレーシアについては令和3年6月28日、ロシア(モスクワ市)については令和3 年7月15日付けで上記4.の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を解除する こととし、令和3年8月14日午前0時以降の入国者及び帰国者については、下記5.の対象 国・地域としての措置を実施することとする。

5. 措置(15)の1(3)に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1(3)に基づく措置の
		実施開始日時(日本時間)
アイルランド、オランダ、カザ	令和3年6月28日	令和3年7月1日午前0時
フスタン、ギリシャ、スペイ		
ン、タイ、チュニジア、デンマ		
ーク、フィリピン、ブラジル、		
米国(アイダホ州、アーカンソ		
一州、アリゾナ州、オレゴン		
州、ケンタッキー州、コロラド		
州、ネバダ州、ミシシッピ州、		
モンタナ州、ルイジアナ州、ワ		

シントン州)、ペルー、ベルギ		
一、ポルトガル、南アフリカ共 和国 コルダン ロンマ / エス		
和国、ヨルダン、ロシア(モス		
クワ州、サンクトペテルブルク		
市)		
アルゼンチン、ウルグアイ、エ	令和3年7月6日	令和3年7月9日午前0時
クアドル、キューバ、コロンビ		
ア、スリナム、セーシェル、チ		
リ、トリニダード・トバゴ、ト		
ルコ、パラグアイ、フィジー、		
米国(ユタ州、ワイオミング		
州)、ベネズエラ、ベラルー		
シ、ボリビア、リビア、ロシア		
(カレリア共和国、サラトフ		
州、ニジェゴロド州)		
コスタリカ、ナミビア、ロシア	令和3年7月15日	令和3年7月18日午前0時
(サハ共和国)		
イラン、オマーン、米国(オク	令和3年7月21日	令和3年7月24日午前0時
ラホマ州、ミズーリ州)、ロシ		
ア(イヴァノヴォ州、ウラジー		
ミル州)		
ジョージア、ジンバブエ、タン	令和3年8月2日	令和3年8月5日午前0時
ザニア、フィンランド、米国		
(インディアナ州、カンザス		
州、テキサス州)、ルクセンブ		
ルク、ロシア(アストラハン		
州、ウドムルト共和国、クラス		
ノヤルスク地方、チェリャビン		
スク州、トィヴァ共和国)		
アンドラ、イスラエル、英国、	令和3年8月11日	令和3年8月14日午前0時
<u> カンボジア、パキスタン、フラ</u>		
$\frac{1}{2} \frac{1}{2} \frac{1}$		
<u>ジハ、ハルノ、レビンノ</u> 、 <u>ヒ</u> <u>ザンビーク、レバノン、米国</u>		
<u>、、、、、</u> 、 <u>小昌</u> (アラスカ州、サウスカロライ		
<u>、ノススパ、ノノススピノー</u> ナ州、テネシー州、ネブラスカ		
<u>////////////////////////////////////</u>		
<u>、 </u> オルゴグラード州、オリョール		
<u>オルコンラー・///、オリコール</u> 州、カバルダ・バルカル共和		
<u> </u>		
<u>国、北方ビデデ兵和国、ビベラ</u> ワ市)		

※ ドミニカ共和国については令和3年7月15日、ウガンダについては令和3年7月21日付け

で上記5.の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を解除することとし、令和 3年8月14日午前0時以降の入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所での待 機、入国後3日目の検査を求めないこととする。

6. 措置(15)の2に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	2に基づく措置の
		実施開始日時(日本時間)
米国(フロリダ州)	令和3年6月28日	令和3年7月1日午前0時

(以上)

水際対策強化に係る新たな措置(15)

(水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について)

令和3年6月28日

1. 水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域

各国・地域における水際対策上特に懸念すべき変異株の市中感染の状況、各国・地域における 新型コロナウイルス感染症の新規感染者数、直近の我が国の空港検疫における検査の陽性率等を 踏まえ、各国・地域からの当該変異株の流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指 定に沿って、「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措 置を実施することとする。

(1)別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定 する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での10日間の待機を求める。その上で、入国後3 日目、6日目及び10日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者に ついては、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等待機を求めるこ ととする。

また、これらの国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、 拒否することとする。

(2)別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定 する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での6日間の待機を求める。その上で、入国後3 日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、 検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する一部の国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特 段の事情がない限り、拒否することとする。

- (3)別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定 する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での3日間の待機を求める。その上で、入国後3 日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、 入国後14日目までの間自宅等待機を求めることとする。
- 2. 水際対策上特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記1に基づく指定国・地域以外の国・地域について、各国・地域における新型コロナウイル ス感染症の新規感染者数、直近の我が国の空港検疫における検査の陽性率等を踏まえ、各国・地 域からの新型コロナウイルスの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・ 地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上 特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検 疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での3日間の待機を求める。その上 で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊 施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等待機を求めることとする。

- (注1)水際対策上特に懸念すべき変異株は、他の変異株と比較して感染力が高いものや、ワクチンの効果が低下する 恐れがあるもの等、特に懸念すべき変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生 労働省において確認の都度、別添1の書式で公表することとする。
- (注2)上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添2の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置(8)」(令和3年2月2日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(14)」(令和3年5月25日)それぞれの別添の書式は廃止する。
- (注3)上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在 歴のある者を対象とする。
- (注4)上記に基づく措置は、令和3年7月1日午前0時(日本時間)から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置(8)」(令和3年2月2日)による変異株流行国・地域への指定及び措置並びに「水際対策強化に係る新たな措置(13)」(令和3年5月18日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(14)」(令和3年5月25日)による変異株 B.1.617 指定国・地域への指定及び措置を継続する。
- (注5)上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置(3)」(令和2年12月25日)、「水際対策 強化に係る新たな措置(4)」(令和2年12月26日)の「3. 検疫の強化」、「水際対策強化に係る新たな措置(8)」 (令和3年2月2日)による変異株流行国・地域への指定及び措置並びに「水際対策強化に係る新たな措置(13)」 (令和3年5月18日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(14)」(令和3年5月25日)による変異株 B.1.617 指定国・地域への指定及び措置は全て廃止する。
- (注6)上記に基づいて、令和3年6月29日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の2日後の日の午前0時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定の変更または解除は公表日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定の変更または解除は公表日の2日後の日の午前0時から実施する。
- (注7)アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ及びモルディブに対する令和 3年6月28日の指定の際を除き、上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否は、指定日の2日後の午前0時(日本時間)前に当該措置対象国・地域を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。
- (注8)上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・ 地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

ただし、インド、パキスタン及びネパールから再入国する場合は令和3年5月13日までに、バングラデシュ及 びモルディブから再入国する場合は令和3年5月19日までに、スリランカから再入国する場合は令和3年5月20 日までに、アフガニスタンから再入国する場合は令和3年6月2日までに、それぞれ再入国許可をもって出国した 「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、原則と して、特段の事情があるものとする。

(以上)

参考2

水際対策強化に係る新たな措置(16) (水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域について)

令和3年7月6日

「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」のうち、本措置に基づいて別途指 定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所(検 疫所が確保する宿泊施設に限る)での10日間の待機を求める。その上で、入国後3日目、6日目 及び10日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫 所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等待機を求めることとする。

(注1)「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)(以下「措置(15)」という。)及び上記に
 基づく指定国・地域については、今後、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で公表する。「措置(15)」別添2の書式は廃止する。
 (注2)上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在

歴のある者を対象とする。

(注3)上記に基づいて指定された措置は、指定日の3日後の日の午前0時から実施する。また、今後、上記に基づく 指定内容の変更及び指定の解除は、公表日の3日後の日の午前0時から実施する。

(以上)